

令和5年度総合支援事業 募集案内に関する主な変更点・注意点

令和5年度募集案内における主な変更点・注意点は下記のとおりです。

この他にも、募集案内は毎年改訂を行っておりますので、要望書の作成にあたっては十分な確認をお願いいたします。

(以下、令和5年度新規応募団体＝**新規**、令和3年度採択団体＝**継続** と表記します)

(1) 重複申請について **新規**・**継続** (共通)

総合支援事業の新規募集に当たっては、令和5年度に限り、地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業との併願が可能です。ただし、総合支援事業で採択された場合は、地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業として採択を受けることはできません。

また、同一施設は異なる活動であっても、劇場・音楽堂等機能強化推進事業(「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業(令和3年度採択館を含む。)」及び「地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」と芸術文化振興基金助成事業(「地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演・美術館等展示)」)のいずれか一つにしか応募することはできません。活動の主催を異にする場合も同様です。

(2) 助成対象内容の見直しについて **新規**・**継続** (共通)

助成対象事業の旅費の適正な支援のために、旅費(宿泊費・日当)に上限額(国の旅費法で定めた額)を設けます。上限額は、下記のとおりです。

甲地： 宿泊費 10,900円以下(一夜につき)、日当 2,200円以下(一日につき)

乙地： 宿泊費 9,800円以下(一夜につき)、日当 2,200円以下(一日につき)

〔 甲地…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地…上記以外の都市 〕

なお、日当は宿泊を伴う場合のみ計上を可能とします。

(3) 採択審査について **新規**

採択館が首都圏に一極集中しないよう、審査にあたっては地域バランスも考慮します。

また、採択審査では、提出された要望書による「書面審査」の後、「合議審査」、必要に応じて「面接審査」(2月下旬～3月上旬頃)を行い、採択事業を決定します。

「面接審査」を実施する場合は、実施する応募者に対して別途ご連絡いたします。

(4) 中間評価について 新規

中間評価については、これまで活動実施年度の2年目に実施していましたが、5年間の事業計画の進捗状況をより慎重に見極めるため、活動実施年度3年目に実施することとします。

(5) 2年目以降の採択について 新規・継続（共通）

各年度の進捗状況に著しい遅れがある場合や、自治体の長・芸術監督等の交代によって当初の事業計画（※）の方針に大きな変更があった場合、当初の事業計画（※）に重大な瑕疵が発覚した場合等、継続して支援を行うことが難しい状況と判断した時は、継続支援期間中であっても採択の中止を行う場合があります。

※新規は令和5年度要望書、継続は令和3年度要望書に記載された事業計画を指す。

(6) 事業名について 新規・継続（共通）

本事業は、「舞台芸術等総合支援事業」の一事業として令和5年度概算要求中のため、事業名が変更となる可能性があります。本助成事業名につきましては、内定のご連絡の際に改めてお知らせいたします。